

ブンブンバイクレンタル自転車貸渡約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. 株式会社 東商会（以下、当社）はこの約款（以下「約款」という）の定めるところにより、貸渡自転車（以下「レンタル自転車」という）を借受人に貸渡すものとし、借受人は約款等を理解し、承認したうえでこれを借受けるものとします。なお、約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2章 予約

第2条（予約の申込）

1. 借受人は、レンタル自転車を借受けるにあたって、当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、予め車種、カラー、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約の申込みを行うことができます。
2. 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の管理するレンタル自転車の範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金をオンライン決済（要クレジットカード）で支払うものとします。

第3条（予約の変更）

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、予め当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条（予約の取消等）

1. 借受人及び当社は、第2条第1項の借受開始日時までにレンタル自転車の貸渡契約を締結するものとします。
2. 借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消することができます。なお、予約した借受開始時刻を予告なく1時間以上経過してもレンタル自転車貸渡契約（以下「貸渡契約」という）の締結手続きに着手されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとし、受領済みの予約申込金は返還しないものとします。また、当社の都合により貸渡契約が締結されなかった場合に限り、受領済みの予約申込金を返還するものとします。

3. 事故、盗難、他の利用者の不返還、リコール、天災その他の仮受人若しくは当社のいずれの責めによらない事由により、貸渡契約が締結されなかった場合も予約が取消されたものとし、受領済みの予約申込金を返還するものとします。
4. レンタル自転車、及び車両装備品に盗難、紛失、損傷があった場合、当社は借受人に対し当社の希望小売価格を上限とする損害実費を請求することができるものとします。
5. 借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第5条（代替レンタル自転車）

1. 当社は、借受人から予約のあった車種、カラー、付属品、仕様等の条件（以下「予約のあった条件」という）に該当するレンタル自転車の貸渡ができないときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。
2. 当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタル自転車を貸渡することが可能なときは、借受人に予約と異なる条件のレンタル自転車（以下「代替レンタル自転車」という）の貸渡を申し込むことができるものとします。
3. 借受人が前項の申込みを承諾したときは、当社は予約のあった条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタル自転車を貸渡するものとします。この場合、借受人は、代替レンタル自転車の貸渡料金と予約のあった条件のレンタル自転車の貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
4. 借受人が第2項の申込みを拒絶した場合、予約は取消されるものとします。この場合、受領済みの予約申込金を返還するものとします。

第6条（予約業務の代行）

1. 借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う代理店・提携会社等（以下「代行業者」という）において予約の申込みをすることができます。
2. 前項の申込みを行ったときは、借受人は予約の変更又は取消はその申込みを行った代行業者に対してするものとします。

第3章 貸渡

第7条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は借受条件を、当社はこの約款・料金表等により貸渡条件をそれぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。
2. 運転者（借受人及び借受人以外でレンタル自転車を運転する者も含みます）は、貸渡契約の締結にあたり、約款で運転者の義務と定められた事項を遵守するものとします。
3. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証若しくはマイナンバーカードの他に当社が指定する補助書類の提出を求め、提出された書類の写しをとるこ

とがあります。

4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は運転者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めることができるものとします。
5. 借受人はレンタル自転車の料金及び用品等のレンタルに伴う料金をクレジットカードで支払うものとします。
6. 当社は、借受人又は運転者が本条第2項ないし第5前項の定めいずれかに従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとし、借受人以外の運転手に対してレンタル自転車の運転を禁ずることができるものとします。

第8条（貸渡契約の締結拒絶）

当社は、借受人又は運転者が次の各号のいずれか該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

- (1) レンタル自転車に必要な運転免許証若しくはマイナンバーを有していないとき。
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
- (5) 約款に違反する行為があったとき。
- (6) その他、当社が不相当と認めたとき。
- (7) 貸渡しできるレンタル自転車がないとき。
- (8) 借受人が未成年者で、親権者の同意が得られないとき。
- (9) 借受人が貸渡料金、ならびにレンタル自転車を転倒などにより破損した場合の修理費用について決済可能なクレジットカードを有しないとき。

第9条（貸渡契約の成立等）

1. 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタル自転車（付属品を含む。以下同じ）を引渡したときに成立するものとします。
2. 前項の引渡は、第2条第1項の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

第10条（貸渡料金）

1. 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとします。
 - (1) 基本料金
 - (2) オプション料金
 - (3) その他の料金
2. 当社が、第2条による予約を完了した後に貸渡料金を改定したときは、借受人は予約

完了時に適用した料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

第11条（借受条件の変更）

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、第7条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件によって、他の貸渡業務に支障が生ずる場合、その変更を承諾しないこととします。

第12条（点検整備等及び確認）

1. 当社は、適した点検・整備したレンタル自転車を貸渡すものとします。
2. 借受人は、前項の点検整備が実施されていること並びに、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によって、レンタル自転車に整備不良がないこと、その他レンタル自転車が借受条件を満たしていることを確認するものとします。
3. 当社は、前項の確認によってレンタル自転車に整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第13条（貸渡証の交付・携行等）

1. 当社は、レンタル自転車を引渡したときは、所定の貸渡証を書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）により借受人に交付するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタル自転車の使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行（電磁的記録による携行を含みます。）しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第4章 使用

第14条（借受人の管理責任）

借受人又は運転者は、レンタル自転車の引渡を受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意をもってレンタル自転車を使用し、保管するものとします。

第15条（日常点検整備）

1. 借受人又は運転者は、使用中、借受けたレンタル自転車について、毎日使用する前に適正な点検・整備を実施しなければならないものとします。

第16条（禁止行為）

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- （1） 当社の承諾及びこれに類する目的に使用すること。
- （2） レンタル自転車を所定の用途以外に使用し又は第7条の運転者以外の者に運転させること。
- （3） レンタル自転車を転貸し、第三者に使用させ又は貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- （4） レンタル自転車の改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- （5） 当社の承諾を受けることなく、レンタル自転車を各種テスト若しくは競技に使用し又は若しくは後押しに使用すること。
- （6） 法令又は公序良俗に違反してレンタル自転車を使用すること。
- （7） 当社の承諾を受けることなくレンタル自転車について損害保険に加入すること。
- （8） レンタル自転車を日本国外に持ち出すこと。
- （9） その他第7条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。
- （10） 借受人又は運転者若しくはその関係者は、当社の承諾なく当社の事務所、当社の営業店舗若しくは当社の敷地等を、内外から撮影、録音若しくは録画又はその画像、音声若しくは映像のSNS等への投稿、配信若しくは生配信等の行為をすること。

第17条（違法駐車の場合の措置）

1. 借受人又は運転者は、レンタル自転車の使用中、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する（以下「違反処理」という）ものとします。
2. 当社は、警察からレンタル自転車の違法駐車の手続きを受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタル自転車を移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタル自転車の借受期間満了時又は当社の指示する時まで管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタル自転車が警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタル自転車を警察から引き取る場合があります。
3. 借受人又は運転者がレンタル自転車返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が借受人若しくは運転者若しくはレンタル自転車の探索に要した費用（以下「探索費用」という）を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用（以下「車両管理費用」という）を負担した場合は、借受人又は運転者は、当社が指定する期

日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとします。

- (1) 放置違反金相当額
- (2) 探索費用及び車両管理費用

第5章 返還

第18条 (借受人の返還責任)

1. 借受人は、レンタル自転車を借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2. 借受人が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。
3. 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタル自転車を返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第19条 (レンタル自転車返還時の確認等)

1. 借受人は、当社立会いのもとに、レンタル自転車を返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
2. 借受人は、レンタル自転車の返還にあたって、レンタル自転車内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタル自転車の返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。

第20条 (レンタル自転車の返還時期等)

1. 借受人は、第11条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
2. 借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、超過した時間に応じた超過料金を支払うものとします。

第21条 (レンタル自転車の返還場所等)

1. 借受人は、第11条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用（以下「回送費用」という）を負担するものとします。
2. 借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタル自転車を返還したときは、回送費用の倍額の違約料を支払うものとします。

第22条 (レンタル自転車が不返還となった場合の措置)

1. 当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、レンタル自転車の所在を確認するのに必要な措置を実施するものとし、
 - (1) 借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。
 - (2) 借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。
2. 前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びレンタル自転車の回収に要した費用等を当社に支払うものとし、

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第23条（レンタル自転車の故障等発見時の措置）

1. 借受人又は運転者は、自損他損を問わず、使用中にレンタル自転車の故障、異常または損傷等（以下「故障等」といいます）を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとし、
2. 前項の場合もしくは当社がレンタル自転車の故障等を発見した場合、借受人又は運転者は、当社の指定する自転車販売店等において当社の指示に従った方法にてレンタル自転車の修理等を行わなければならないものとし、借受人又は運転者が当社の指示に従わない場合、当社は、レンタル自転車の修理等を行い、その費用を借受人又は運転者に請求できるものとし、

第24条（事故発生時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタル自転車に係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小に係わらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとし、
 - (1) 直ちに事故の状況等を警察及び当社に報告すること。
 - (2) 前号の指示に基づきレンタル自転車の修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する自転車販売店等において当社の指示に従った方法にて行うこと。
 - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社（以下「保険会社」という）の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社及び保険会社の承諾を受けること。
2. 借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとし、
3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともにその解決に協力するものとし、

第25条（盗難発生時の措置）

借受人又は運転者は、使用中にレンタル自転車の盗難が発生したとき、その他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- （1）直ちに最寄りの警察に通報すること。
- （2）直ちに被害状況等を当社に報告し、その指示に従うこと。
- （3）盗難・被害に関し当社及び保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
- （4）盗難時の負担金は車両毎に異なるため、別途定める料金を借受人又は運転者に請求します。

第26条（事故責任）

借受人はレンタル自転車の使用に際し、自己の身体生命・財産を損傷した場合でも、当社に損害賠償等の一切、請求しないものとします。

第27条（使用不能による貸渡契約の終了）

1. 使用中において故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」という）によりレンタル自転車が使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
2. 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタル自転車の引取り及び修理等に要する費用及び別途定める営業補償金額を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が本条第3項又は同第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
3. 故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合は、借受人は当社から代替レンタル自転車の提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタル自転車の提供条件については第5条第3項を準用するものとします。
4. 借受人が前項の代替レンタル自転車の提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタル自転車を提供できないときも同様とします。
5. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6. 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタル自転車を使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第28条（不可抗力事由による免責）

1. 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタル自転

車を返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。借受人は、この場合、直ちに当社へ連絡し、当社の指示に従うものとします。

2. 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタル自転車の貸渡し又は代替レンタル自転車の提供をすることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。当社は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとします。

第7章 賠償及び補償

第29条（借受人による賠償及び営業補償）

1. 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人又は運転者の責めに帰することができない事由による場合を除きます。
2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタル自転車の汚損等により当社がそのレンタル自転車を利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。

第8章 貸渡契約の解除

第30条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人又は運転者が借受期間中に約款に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタル自転車の返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第31条（中途解約）

1. 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、別途定める規定に該当するときを除き、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
2. 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。

中途解約手数料= {(貸渡契約期間に対応する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)} × 50%

第9章 個人情報

第32条（個人情報の利用目的）

1. 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、下記の目的で借受人及び運転者の個人情報を利用することに同意するものとします。
 - (1) 借受人又は運転者に対し、レンタサイクル、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
 - (2) 貸渡契約の締結に際し、借受人又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。
 - (3) 当社取扱い商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
 - (4) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
2. 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、予めその利用目的を明示して行います。

第10章 雑則

第33条 (相殺)

当社は、この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第34条 (消費税)

借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

第35条 (遅延損害金)

借受人又は運転者及び当社は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、それぞれ相手方に対し年率14.6% (年365日換算) の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第36条 (細則)

当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

第37条 (重要事項の情報提供)

1. 当社は借受人に対し、この約款等のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事

故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡し前に明確かつ平易な表現で情報提供するように努めるものとします。

2. 借受人は、約款等の内容について理解するよう努めるものとします。

第38条（約款等の掲示等）

当社は、約款等を以下のいずれかの方法により借受人に対して示します。

- (1) 当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。）
- (2) ウェブサイト等に見やすいように掲載
- (3) 書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）の提示

また、当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第39条（約款等の変更）

当社は、この約款等を変更することができます。約款等を変更する場合、当社は、当社のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等を変更する旨、変更後の約款等の内容及びその効力発生時期を告知するものとします。

第40条（準拠法等）

この約款による契約、貸渡し及び貸渡しに付随する全ての行為は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第41条（合意管轄裁判所）

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

本規約は2014年11月1日から施行します。

〒110-0035

東京都台東区上野 5-13-2

株式会社 東商会